

# 大規模災害に備えて ブロック塀の撤去に補助金

10月1日(月)から費用の一部を補助

道路沿いのブロック塀の改修には自宅に面した道路の幅に応じて支援をしています。原則幅が4.0m以上の道路沿いのブロック塀の撤去等に工事費用の一部の補助をする沿道景観形成事業を10月1日から開始します。



**損害の責任は所有者にあり**  
住宅などに設置されているブロック塀は私的財産であり、所有者による適切な維持管理が必要です。倒壊の損害は原則所有者の責任となりますので、この機会に点検や工事をご検討ください。

■ 幅が4.0m未満の道路の場合は狭あい道路整備事業をご活用ください。詳しくは、市役所道路管理課にお問い合わせください。

6月18日に発生した大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊により尊い命が失われました。市では10月1日から、ブロック塀の撤去や改修する費用の一部を補助します。倒壊した塀は人的被害に加え、道路をふさいで避難や救助活動を妨げるため、早期の解消が必要です。大規模災害に備えて、ブロック塀の点検をお願いします。  
【景観みどり課景観担当・みどり担当】

工事・撤去費用の一部を補助

## 沿道景観形成事業

ブロック塀などの撤去やそれに代わる生け垣、フェンス等の新設にかかる費用の一部が補助されます。申込期限は12月28日(金)までとなりますので、ご注意ください。

補助額

工事費：2分の1を補助  
ブロック塀などの撤去：上限20万円  
生け垣・フェンスの新設：上限10万円

対象

- ・原則幅4.0m以上の道路沿いのブロック塀(過去10年以内に市の助成を受けて設置したものは除く)で、高さが1.0m以上かつ長さが1.0m以上のもの
- ・新たにブロック塀を設置する場合は、高さ0.6m以下のもの

申込期限 12月28日(金)

工事完了期限 2019年2月28日(木)

自死(自殺)対策講演会

## 幸福度について考えてみませんか

自殺に至る場合の多くは、健康問題や経済・生活問題、職場問題など原因がひとつではなく、いくつか重なり追い込まれた末の死とされています。

幸福な社会を作ることが自殺を生まない社会につながり、「ココロ」に寄り添った気づきが自殺対策の第一歩になります。今回、自殺と幸福度の関係について研究をしている高橋義明さんを講師に迎え、周りの人の心に寄り添う事の大切さについて考える講演会を開催します。

### 幸福度から見た自殺対策 ～ココロに寄り添った気づきに向けて

日時 9月27日(木)14時～16時  
場所 保健所講堂  
講師 高橋義明さん  
(公財)中曽根康弘世界平和研究所  
定員 60人(申込制(先着))  
申込 9月20日(木)まで



高橋義明さん

【保健所保健予防課保健対策担当 ☎(38)3315、FAX(82)0501】

ご意見をお寄せください

## パブリックコメントを実施

〈資料配布〉市役所担当課、市内公共施設、市庁舎

〈意見の取り扱い〉個別の回答や意見内容以外の個人情報の公表はいたしません

### 茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画(素案)

茅ヶ崎市と寒川町の消防の広域化(消防本部の統合)により、両市町を管轄する市消防本部を運営していくための計画です。消防の広域化の効果として、現場到着時間の短縮、待機部隊数の増加といった消防力の向上や財政負担の軽減等の効果を見込んでいます。

期間 10月2日(火)～31日(水)  
公表 12月頃を予定  
応募 郵送(〒253-8686茅ヶ崎市消防本部消防総務課)、FAX(85)3119、資料配布場所、市庁舎で  
問合せ 消防総務課企画担当

### 寒川町との消防の広域化に関する説明会

日時 10月5日(金)15時～16時・20時～21時、10月6日(土)10時～11時  
場所 市役所本庁舎会議室1  
問合せ 消防総務課企画担当



市内の中小企業を支援

## 先端設備等導入の際の特例措置

【産業振興課商工業振興担当】

6月6日に施行された生産性向上特別措置法に基づいて、市では「茅ヶ崎市導入促進基本計画」を策定しました。市内中小企業者は、市から先端設備等導入計画の認定を受けることで、2020年度までに導入した機器や装置、工具などの先端設備等の固定資産税が3年間ゼロとなる特例措置や、国補助金の優先的な採択が受けられるようになります。詳細は市庁舎または市役所産業振興課へお問い合わせください。



市庁舎先端設備等導入

## 主な施設の10月の休館日

公民館、青少年会館、海岸青少年会館、福祉会館、地域集会施設、文化資料館	1日・9日・15日・22日・29日
図書館本館、図書館香川分館	1日・9日・15日・18日・22日・29日
市民文化会館	22日
美術館	1日・9日～10日・15日・22日・29日
ちがさき市民活動サポートセンター	17日
男女共同参画推進センターいこりあ	7日・14日・21日・28日
勤労市民会館	22日
開高健記念館、茅ヶ崎ゆかりの人物館	1～12日・15～18日・22～25日・29～31日
スポーツ施設	9日

## 相談窓口一覧

相談名	日時・場所
市民相談	月～金 8時30分～17時
市民安全相談/交通事故相談/防犯相談	月～木 9時～17時
行政相談	第2・4水 13時～15時
建築紛争相談	原則第3水 11時～17時
法律相談(同じ内容は1人1回のみ)	火・木 10時～15時30分
人権相談	第2金、第4火 13時～16時
税務相談	第1・3水、第4木 13時～16時
公証相談(遺言、大切な契約など)	第2月 13時～16時
不動産相談	第1・3金 13時～16時
多重債務法律相談	第1月、第4金 13時15分～16時15分
分譲マンション管理相談	第2金 13時～16時
司法書士相談(不動産、商業登記など)	第2火 13時～16時 寒川町役場町民相談室 ☎(74)1111
暮らしと事業の相談(相続手続きなど)	第4月 13時～16時
多重債務相談	月～金 8時30分～17時
犯罪被害者等支援相談	職員 ピア神奈川 月～金 8時30分～17時 第1・3水 10時～16時
消費生活相談	月～金 9時30分～16時(消費生活センター) 月・木 10時～16時(受付は15時まで) 寒川町役場消費生活相談室 ☎(74)1111
消費生活法律相談	第2金 13時～16時(消費生活センター)
家計あんしん相談	第1・3木 11時～11時50分、13時15分～16時5分(消費生活センター)
発明相談	第3金 13時～16時 産業振興課商工業振興担当
生活自立相談	月～金 8時30分～17時 生活自立相談窓口(市役所分庁舎2階)
がん相談	月～金 8時30分～17時 市立病院がん相談支援センター ☎(52)1111

相談日の前日17時(法律相談、多重債務法律相談は相談日の前日15時)までに予約がない場合は相談は開設しません

